

村づくり交付金(継続)

1.趣 旨

- (1)農村においては、農業の持続的な発展とともに、定住条件等の改善を図るために、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備が行われてきた。今後、高齢化、過疎化、混住化など従来から農村が抱える課題に加え、市町村合併を含む地方分権、米政策改革に伴う農業・農村の構造改革等の新たな課題にも対応できる地域が主体となった活力ある村づくりを進めることが喫緊の課題となっている。
- (2)このような状況に柔軟に対応し、地域の創造力を活かせるように、国の関与を縮減し、市町村の裁量を大幅に拡大して、農業生産基盤と生活環境を総合的に実施する新たな仕組みである村づくり交付金を創設し、個性的で魅力ある村づくりを推進する。

2.事業内容

- (1)事業実施主体が、地域住民等の意向を踏まえ、村づくりの目標及び客観的な指標を策定し、国がこれらの目標、指標等を総合的に評価して事業を採択する。これにより、従来の事業採択時の審査に係る国の手続きを縮減。
- (2)事業内容に林野庁所管の「里山エリア再生交付金のうち『居住環境基盤整備』の工種」、水産庁所管の「漁業集落環境整備事業の工種(漁村生活環境基盤整備)」を追加することにより、農山漁村の生活環境の総合的、一体的な整備が可能。
- (3)事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備(ソフト経費を含む)ができる仕組みを導入。(総事業費の10%以内)
- (4)事業完了後、目標の達成状況を客観的に評価し、公表する仕組みを導入。

3.事業実施主体等

- (1)事業実施主体：市町村
- (2)採 択 要 件：市町村が策定する「村づくり計画」に基づいていること
- (3)補 助 率：50%(沖縄70%、奄美52%) 定額
- (4)事業実施期間：平成16年度～20年度(事業採択期間)

4.平成19年度概算決定額(平成18年度予算額)

25,000,000千円(25,000,000千円)